

特別養護老人ホーム宙のとびら
ユニット型介護老人福祉施設

運営規定別紙

社会福祉法人湖聖会

＜料金表＞

○施設サービス費（ユニット型個室）（1日につき）

※施設のある小田原市は5級地であるため、1単位10.45円で計算します。

要介護度	単位	利用料	本人負担 上段：1割 中段：2割 下段：3割
□ 要介護 1	670単位	7,001円	701円 1,401円 2,101円
□ 要介護 2	740単位	7,733円	774円 1,547円 2,320円
□ 要介護 3	815単位	8,516円	852円 1,704円 2,555円
□ 要介護 4	886単位	9,258円	926円 1,852円 2,778円
□ 要介護 5	955単位	9,979円	998円 1,996円 2,994円

○加算（1日または1月につき）※運営実績に基づき算定させていただきます。

種類	単位	利用料	本人負担 上段：1割 中段：2割 下段：3割
□ 日常生活継続支援加算 新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4若しくは要介護5の者の占める割合が70%以上又は日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する認知症の入所者の占める割合が65%以上である場合、又は全入所者のうち、たんの吸引等が必要な入所者が15%以上である場合 且つ、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上である場合	46単位	480円	48円 96円 144円
□ 看護体制加算 入所定員が51人以上で、定員超過・人員欠如に該当せず、必要数看護職員を配置している場合	(I) □ 4単位	41円	5円 9円 13円 常勤の看護師を1名以上配置

	(Ⅱ) <input type="checkbox"/> 8単位	83円	9円 17円 25円 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25またはその端数を増すごとに1以上配置
□ 夜勤職員配置加算 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合	(Ⅱ) <input type="checkbox"/> 18単位	188円	19円 38円 57円
	(Ⅰ) 12単位	125円	13円 25円 38円
□ 個別機能訓練加算 常勤の理学療法士などを1名以上配置し、個別機能訓練計画に基づき、機能訓練を行っている場合	(Ⅱ) 20単位 (1月につき)	209円	21円 42円 63円 LIFEへのデータ提出とケアの向上を図った場合
	(Ⅲ) 20単位 (1月につき)	209円	21円 42円 63円 個別機能訓練加算(Ⅱ)、口腔衛生管理加算(Ⅱ)、栄養マネジメント強化加算を算定しており、情報を相互に共有し、必要に応じて計画の見直しを行っている場合
□ ADL 維持加算 利用者全員について、ADL 値を測定し LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用を行う。評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上である場合	(Ⅰ) 30単位 (ADL利得平均値1以上)	313円	32円 63円 94円
	(Ⅱ) 60単位 (ADL利得平均値3以上)	627円	63円 126円 189円
□ 若年性認知症入所者 受入加算 40歳以上65歳未満の方で認知症によって要介護者となつた入所者に対して、個別に担当者を定めてサービス提供を行った場合	120単位	1,254円	126円 251円 377円
□ 外泊時費用 一時的に自宅などに外泊された場合 ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いになりません (月6日限度)	246単位	2,570円	257円 514円 771円

□ 外泊時在家サービス 利用費用 居宅における外泊を認め、施設より提供されるサービスを利用した場合 ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は外泊扱いになりません (月6日限度)	560単位	5,852円	586円 1,171円 1,756円
□ 初期加算 入所日から30日間に限って算定します また、30日を超える入院後に再入所した場合	30単位	313円	32円 63円 94円
□ 退所時栄養情報連携加算 特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にある入所者が退所するにあたり、管理栄養士が他の介護保険施設や医療機関へ栄養管理に関する情報を提供した場合	70単位 1月に1回に限る	731円	74円 147円 220円
□ 再入所時栄養連携加算 特別食等を必要とする入所者が再度施設に入所する際、病院などの管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合	200単位 (1回限り)	2,090円	209円 418円 627円
□ 退所前訪問相談援助加算 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービスなどについて相談援助を行った場合	460単位 (原則、入所中1回限り)	4,807円	481円 962円 1,443円
□ 退所後訪問相談援助加算 入所者の退所後30日以内に入所者の居宅を訪問して相談業務を行った場合	460単位 (1回限り)	4,807円	481円 962円 1,443円
□ 退所時相談援助加算 入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅において居宅サービスなどを利用する場合において、入所者および家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ、入所者の同意を得て居宅サービスに必要な情報を提供した場合	400単位 (1回限り)	4,180円	418円 836円 1,254円
□ 退所前連携加算 入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅において居宅サービスなどを利用する場合において、退所に先立って利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て居宅サービスなどに必要な情報を提供し、かつ、指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の調整を行った場合	500単位 (1回限り)	5,225円	523円 1,045円 1,568円

□ 退所時情報提供加算 医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報提供した場合	250単位 (1回限り)	2,612円	262円 523円 784円
	5単位 (1月につき)	52円	6円 11円 16円 下記以外の場合
□ 協力医療機関連携加算 協力医療機関との間で入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合	100単位 (1月につき) R7年度より50単位	1,045円	105円 209円 314円 協力医療機関が①～③の要件を満たす場合 ①入所者等の病状が急変した場合等において相談対応を行う体制を常時確保している ②高齢者施設等から診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保している ③急変により入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している
□ 栄養マネジメント 強化加算 管理栄養士を50名に対して1以上配置。食事の観察を週3回以上行い継続して入所者ごとの栄養管理をした場合	11単位	114円	12円 23円 35円 LIFEへのデータ提出とケアの向上を図った場合
□ 経口移行加算 経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、栄養管理および支援が行われた場合	28単位	292円	30円 59円 88円 原則、180日以内に限り算定
□ 経口維持加算 経口により食事を摂取するものであつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、栄養管理をするための食事の観察および会議などを行い、経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合	(I) 400単位	4,180円	418円 836円 1,254円
	(II) 100単位	1,045円	105円 209円 314円 左の理由に加え食事の観察および会議等に歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士などが加わった場合
□ 口腔衛生管理加算 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に係る口腔ケアについて	(I) 90単位 (1月につき)	940円	94円 188円 282円

て介護職員に技術的助言および指導を月に2回以上行った場合	(Ⅱ) 110単位 (1月につき)	1,149円	115円 230円 345円 LIFEへのデータ提出とケアの向上を図った場合
□ 療養食加算 医師より入所者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合	6単位 (1食につき) (1日3回を限度)	62円	7円 13円 19円
□ 配置医師緊急時対応加算 複数名の配置医師を置いているなどし、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保し、配置医師が通常の勤務時間外に訪問して入所者の診療を行い、診療の理由を記録した場合 ※看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は算定しない	325単位 (1回につき)	3,396円	340円 680円 1,019円 配置医師の通常の勤務外の場合 (早朝・夜間及び深夜を除く)
	650単位 (1回につき)	6,792円	680円 1,359円 2,038円 早朝夜間の場合
	1,300単位 (1回につき)	13,585円	1,359円 2,717円 4,076円 深夜の場合
□ 看取り介護加算(Ⅰ) 常勤の看護師1名以上を配置し、24時間連絡できる体制を確保し、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合	72単位 (死亡日以前31日以上 45日以下)	752円	76円 151円 226円
	144単位 (死亡日以前4日以上 30日以下)	1,504円	151円 301円 452円
	680単位 (死亡日の前日および前々日)	7,106円	711円 1,422円 2,132円
	1,280単位 (死亡日)	13,376円	1,338円 2,676円 4,013円

<p><input type="checkbox"/> 看取り介護加算（Ⅱ） 配置医師緊急時対応加算と看取り加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、施設で看取りをした場合 ※看取り介護加算（Ⅰ）を算定している場合は算定しない</p>	72単位 (死亡日以前31日以上45日以下)	752円	76円 151円 226円
	144単位 (死亡日以前4日以上30日以下)	1,504円	151円 301円 452円
	780単位 (死亡日の前日および前々日)	8,151円	816円 1,631円 2,446円
	1,580単位 (死亡日)	16,511	1,652円 3,303円 4,954円
<p><input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算 認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体が実施または指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者を配置している場合 ※認知症チームケア推進加算を算定している場合は算定しない</p>	(Ⅰ) 3単位	31円	4円 7円 10円 認知症症状の占める割合が50%以上あり、かつ、専門的研修修了者を必要数配置した場合
	(Ⅱ) 4単位	41円	5円 9円 13円 (Ⅰ)の条件を満たし、加えて 認知症介護の指導に係る研修を終了しているものを1名以上配置した場合
<p><input type="checkbox"/> 認知症チームケア推進加算 入所者の総数のうち、日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である。且つ複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対するチームを組み、対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、チームケアを実施。カンファレンス、計画作成、ケアの振り返りを行っている場合</p>	(Ⅰ) 150単位 (1月につき)	1,567円	157円 314円 471円 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者、または認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置
	(Ⅱ) 120単位 (1月につき)	1,254円	126円 251円 377円 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置

<input type="checkbox"/> 褥瘡マネジメント加算 入所者等ごとにリスクについて評価するとともに、褥瘡ケア計画を作成し、3月に1回評価を行い、その評価結果等をLIFEへのデータ提出とフィードバックの活用にて褥瘡管理をした場合	(I) 3単位 (1月につき)	31円	4円 7円 10円
	(II) 13単位 (1月につき)	135円	14円 27円 41円 (I)の要件に加えて、褥瘡発生リスクがある入所者等について、褥瘡の発生のないこと
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、施設入所時等に評価するとともに、支援計画を作成し、3月に1回評価を行いLIFEへのデータ提出とフィードバックの活用にて排せつ管理を行った場合	(I) 10単位 (1月につき)	104円	11円 21円 32円
	(II) 15単位 (1月につき)	156円	16円 32円 47円 排せつ状態が改善し、悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
	(III) 20単位 (1月につき)	209円	21円 42円 63円 排せつ状態が改善し、悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
<input type="checkbox"/> 自立支援促進加算 医師やその他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用にて継続的に入所者との自立支援を行った場合	280単位 (1月につき)	2,926円	293円 586円 878円
<input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算 LIFEの収集項目の各領域について、事業所のすべての利用者に係るデータを横断的にLIFEに提出してフィードバックを受け、事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映した場合	(I) 40単位 (1月につき)	418円	42円 84円 126円
	(II) 50単位 (1月につき)	522円	53円 105円 157円 精度の高い項目を提出・活用した場合
<input type="checkbox"/> 安全対策体制加算 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること	20単位 (入所初日に限り)	209円	21円 42円 63円

<input type="checkbox"/> 高齢者施設等感染対策 向上加算 <input type="checkbox"/> 新興感染症等施設療養費 特定の感染症に感染した場合に相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で、サービス提供を行った場合	(I) 10単位 (1月につき)	104円	11円 21円 32円 ①～③の条件を満たしている場合 ①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している ②協力医療機関等との間で感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症の発生時等に連携し対応している ③医療機関又は地域の医師会が行う感染対策に関する研修、又は訓練に1年に1回以上参加
	(II) 5単位 (1月につき)	52円	6円 11円 16円 医療機関から3年に1回以上、感染症が発生した場合の感染制御等について指導を受けている場合
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制 加算（I） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合 かつデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合	240単位	2,508円	251円 502円 753円 1月に1回、連続する5日間を限度に算定可能
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制 加算（II） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合	100単位 (1月につき)	1,045円	105円 209円 314円
<input type="checkbox"/> サービス提供体制 強化加算 職員の配置状況により算定する	(I) 22単位	229円	11円 21円 32円 介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
(II) 18単位	188円	19円 38円 57円 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上	

	(III) 6単位	62円	7円 13円 19円 以下のいずれかに該当すること ①介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上 ②看護・介護職員の総数のうち常勤職員が75%以上 ③利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上が30%以上
□ 介護職員等処遇改善加算 介護職員等の賃金改善などの取り組みをしている場合に算定する ①職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修の実施 ②資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 ③賃金の改善、職場環境の更なる改善 ④経験技能のある介護職員を一定割合以上配置	(I)		算定した単位数の 14.0% ①②③④に該当
	(II)		算定した単位数の 13.6% ①②③に該当
	(III)		算定した単位数の 11.3% ①②に該当
	(IV)		算定した単位数の 9.0% ①に該当

(2) 介護保険給付対象外サービス

ウ サービスの内容と費用

利用料の全額を負担していただきます

種類	内容	利用料
居住費 (1日あたり)	第1段階 市町村民税世帯非課税の老人福祉年金受給者または生活保護受給者 ※預貯金などが1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)	880円
	第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と世帯合計所得金額の合計が80万円以下の方 ※預貯金などが650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)	880円
	第3段階(1) 市町村民税世帯非課税であって、上記に該当しない方 ※預貯金などが550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)	1,370円
	第3段階(2) 世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、前年度の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方 ※預貯金などが500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)	1,370円

		第4段階 上記以外の方	2,400円
食費 (1日あたり)	負担段階	第1段階 居住費と同様	300円
		第2段階 居住費と同様	390円
		第3段階(1) 居住費と同様	650円
		第3段階(2) 居住費と同様	1,360円
		第4段階 居住費と同様	1,800円
おやつ代 (1日あたり)			100円
電気代 (1日あたり)		テレビ等の電化製品をご希望により個人用として使用された場合にかかります	30円
理髪・美容		出張理美容サービスをご利用いただけます	実費
レクリエーション クラブ活動		趣味活動に参加される場合、材料代などをご負担いただきます	実費
特別な食事提供		希望により特別に用意する食事の場合、材料費などをご負担いただきます	実費
個別外出		希望により個別に施設の車両を使用し、職員が同行した場合、交通費相当分をご負担いただきます	実費
クリーニング		施設にて洗濯のできない衣類、あるいは希望によるクリーニングの場合、クリーニング代をご負担いただきます	実費

その他施設サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者にご負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。